



介護予防支援の指定対象 拡大に伴う取扱方針



2025 年 3 月 24 日

宜野湾市発行

1.概要

介護保険法の改正により、指定介護予防支援事業者の範囲が拡大されました。これまで、居宅介護支援事業者が介護予防支援を担当する際は、地域包括支援センターからの委託を受け提供が可能となっておりましたが、令和6年4月1日より指定居宅介護支援事業者も指定を受けた場合は、介護予防支援の提供が可能となりました。

2.介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

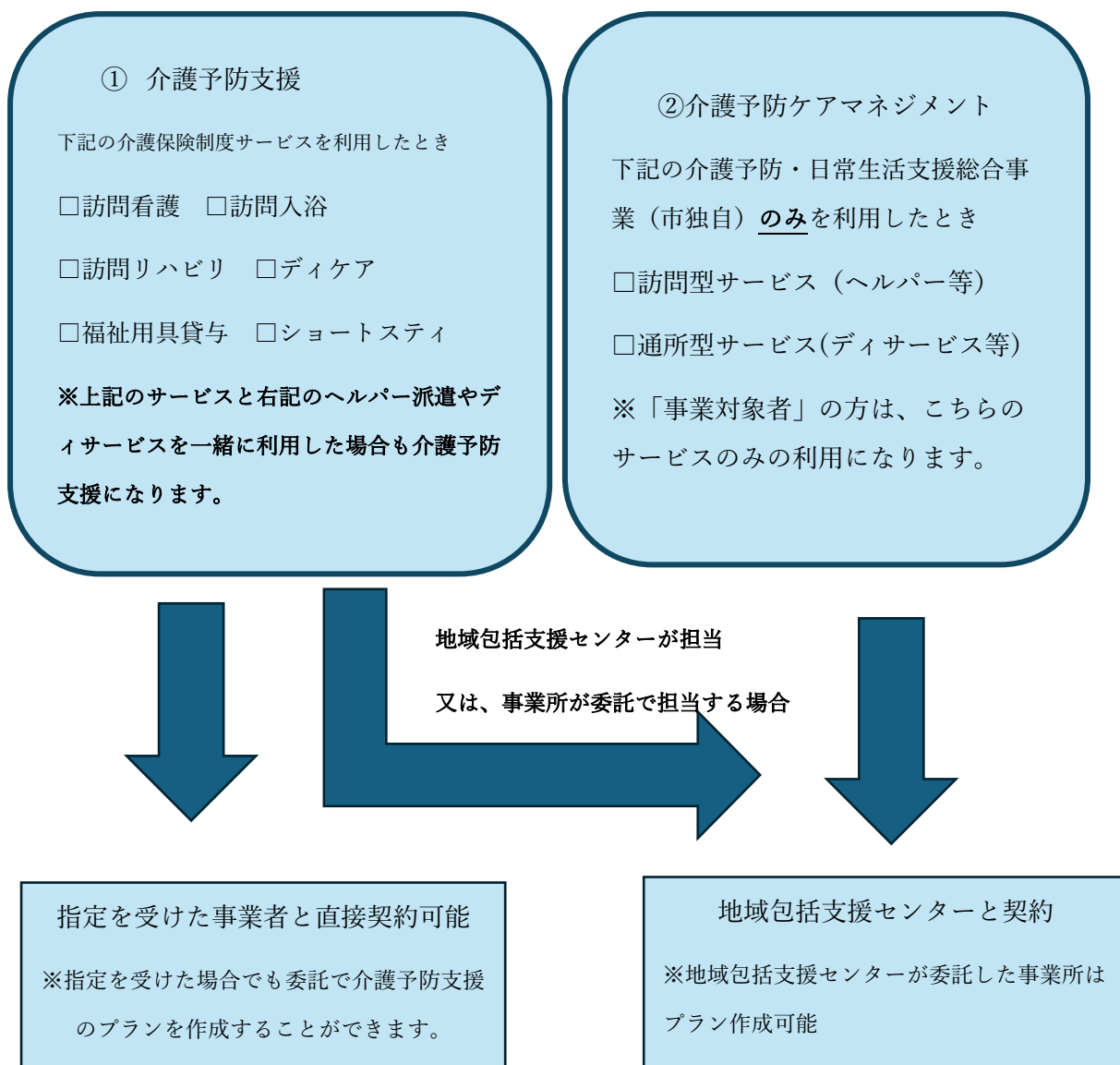
	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント
利用サービス	予防給付	介護予防・総合事業
対象者	要支援 1.2	要支援 1.2 事業対象者
契約	地域包括支援センター（委託も可） ※居宅介護支援事業者（R6.4月から）	地域包括支援センター （委託も可）
計画作成者	地域包括支援センター（委託も可） ※居宅介護支援事業者（R6.4月から）	地域包括支援センター （委託も可）
給付管理計画請求	地域包括支援センター ※居宅介護支援事業者（R6.4月から）	地域包括支援センター （委託も可）



※介護予防支援のみ、指定を受けた居宅介護支援事業者が対応できます。

介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが居宅届や委託を行う必要があります。

◇指定を受けた事業者が直接契約できる場合と地域包括支援センターが契約する場合



◇注意事項

・契約を行う場合は、「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要となりますのでご注意ください。変更となった月の月末までに介護長寿課へ提出してください。

・介護予防支援の指定を受けていない居宅介護事業者が担当する場合、地域包括支援センターと契約が必要です。

・事業所の方は、引き続き地域包括支援センターと連携を取りながらご支援をお願いします。

・委託で地域包括支援センターが契約していた利用者を、指定を受けた居宅介護支援事業者が改めて契約をする際は、契約解除を利用者と書面で行うことを推奨します。

・利用サービスを追加したり、中止したりした時には、ケアプランの種類が変更になり、契約者が変わる場合があります。下記に、例を載せていますのでご確認ください。

・包括的な委託として取り扱う場合、介護予防支援については、居宅介護支援事業所が契約し、介護予防ケアマネジメントについては、利用者の住所地を担当する地域包括支援センターから委託を受ける旨三者契約を締結してください。三者契約を行った場合につきましては、その都度居宅届を出す必要はありませんが、実施機関が変更になった場合は、担当課に連絡をお願いいたします。また、両居宅届の右上に「包括的な委託」と赤字口囲みで明記し、提出をお願いします。

〈例〉

	R7 年 5 月	6 月	7 月
利用サービス	通所型サービスのみ	通所型サービス 福祉用具	通所型サービスのみ に戻った場合
対象プラン	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント
居宅届	地域包括支援センターのみ	居宅介護支援事業者	地域包括支援センターより再度居宅届必須

3.今後の指定の流れ

【今後のスケジュール】

1.令和7年4月1日以降

●居宅介護支援事業所による介護予防支援の指定申請受付開始⇒居宅介護支援事業所の新規指定に必要な書類を介護長寿課に提出。

2.介護長寿課から指定決定書を交付（4月15日迄受付の場合、令和7年5月1日が最短指定日です。15日以降は6月1日になります。）

※指定の効力は、指定を受けた市町村の被保険者のみです。

3.被保険者と契約を結び、居宅届を提出

※必ず包括支援センターとも連携を図るようお願いします。

2.複数の指定を受ける事業所に関する簡素化

既に居宅介護支援事業の指定を受けている場合に、介護予防支援の指定を新規申請として行う際、既に本市に提出している事項に変更がないときは、それらの事項に関わる関係書類の提出を省略することができる取扱をいたします。

ただし、審査において市が必要と認める場合は、提出の書類を求めることがあります。

3.指定の有効期間に関する弾力的な運用

介護保険法の規定により、指定サービス事業所の指定は6年ごとに指定更新を受ける必要がありますが、居宅介護支援の指定と同タイミングで更新を希望される方は、事前に申し出をお願い致します。